

一般事業主行動計画

仕事と家庭の両立支援の更なる充実を図ることで、従業員全員が自らの能力を発揮できるよう雇用環境を整備するとともに、次世代育成支援対策に取り組む企業として社会的にPRするため、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間

平成 23 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの 2 年間とする。

2.計画の見直し

計画期間中において、従業員からの要望等に応じ随時見直し及び変更ができるものとする。

3.目標及び対策

目標① 計画期間内に、育児休業の取得状況が次の水準以上になるよう推進する。

男性従業員：子の看護休暇の取得

女性従業員：取得率を 70%以上

<対策>

- ・男性も育児休業を取得できることや、育児休業後の給与その他の労働条件に関する事項について従業員に周知する。

目標② 所定外労働の削減を図る。

<対策>

- ・所定外労働は、例外的な場合に行われるものであるとの認識を深め、残業に対する意識改革のための啓発等を行う。
- ・所定外労働の原因の分析、意識改革のため、管理職を対象とした研修を年に 2 回以上実施する。
- ・労働の実態に合わせた労働時間の管理を徹底し、必要最小限度以外の残業を起こしていけないとの土壌を作る。
- ・事業場毎に定時退勤日を設定する。

目標③ 子どもの出生時における父親の休暇取得を促進する。

<対策>

- ・従業員の妻が出産する際の休暇（出産日から起算して 2 日）取得の促進として、制度の周知を図る。

目標④ 年次有給休暇の取得の促進を図る。

<対策>

- ・次の時季における有給休暇の取得を強く働きかける。
 - i) 子どもの春休み、夏休み等
 - ii) 子どもの入学式、卒業式、運動会等の学校行事やPTA活動
 - iii) 家族の誕生日、結婚記念日

目標⑤ 短時間勤務の拡充を図る。

<対策>

- ・3歳から小学校入学前の子どもを持つ従業員が、希望する場合に「短時間勤務制度」を利用できるように、小学校入学前までに期間延長する。